

指定介護予防支援事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)
〔 公 印 省 略 〕

暫定ケアプランを作成する際の事業所間の連携について（通知）

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

要介護又は要支援認定申請時に要介護又は要支援のいずれで認定されるか不明であって、認定決定前にいわゆる暫定ケアプランによりサービスを利用していた場合、本来、決定した認定区分に即した介護予防サービス計画又は居宅サービス計画が必要な手順に従ってサービス利用開始時に作成されていた場合に限り、サービス給付費が支払われ、また、居宅介護支援費又は介護予防支援費も所定の額を算定できるものです。

今般、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所（以下、「各事業所」という。）の適切な連携及び両者の事務負担の軽減を図るため、本市において、両者が協働で暫定ケアプランを作成する場合の留意事項について次のとおりお示しするので、御了知の上、適切なケアマネジメント業務に努めてください。

〔留意事項〕

- 1 暫定ケアプラン作成前に、各事業所が利用者の居宅に同行訪問をすることにより、アセスメントを行うこと。
- 2 各事業所がサービス担当者会議に出席すること。
- 3 その他必要な連携を図り、各事業所の介護支援専門員または担当職員の意見も踏まえた上で、暫定ケアプランを作成すること。
- 4 各事業所間で情報共有ができており、利用者からの問合せに対しどちらの事業所でも対応できること。
- 5 なお、予防プランは居宅介護支援事業所への委託により作成することについて予め合意があった場合、居宅介護支援事業所が単独で居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成することは、当然問題ないこと。
- 6 以上を踏まえ連携を図った場合には、各事業所で一連の手続きを行った場合と同様、介護予防支援費又は居宅介護支援費、並びに初回加算の算定ができるものであること。

参考

- ・「福山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第 33 条第 27 号
- ・「福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」第 16 条第 25 号

(問い合わせ先)

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号
福山市保健福祉局長寿社会応援部
介護保険課事業者指導担当
TEL: (084) 928-1232